

第42期 定時株主総会 招集ご通知

Think big.
medix

開催日時

2025年6月27日（金曜日）

午前10時（受付開始午前9時00分）

開催場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号

三井住友海上駿河台新館3階

TKPガーデンシティ御茶ノ水

カンファレンスルーム3F

目次

■ 第42期定時株主総会招集ご通知…	1
■ 株主総会参考書類…	5
■ 事業報告…	8
■ 計算書類…	26
■ 監査報告書…	35

株式会社メディックス

証券コード：331A

証券コード331A
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町1-105
神保町三井ビルディング19階
株式会社メディックス
代表取締役社長 田 中 正 則

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第42期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
<https://www.medix-inc.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号 三井住友海上駿河台新館 3階
TKPガーデンシティ御茶ノ水 カンファレンスルーム 3F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

【報告事項】 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

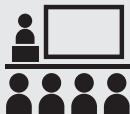
第2号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のお手続きについてをご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

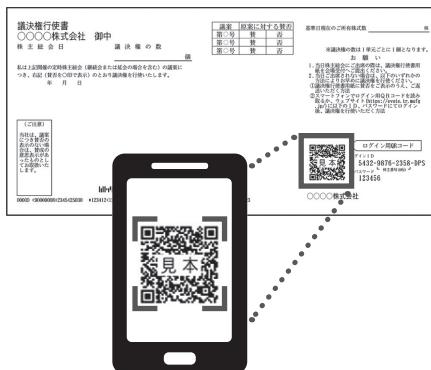
行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後7時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

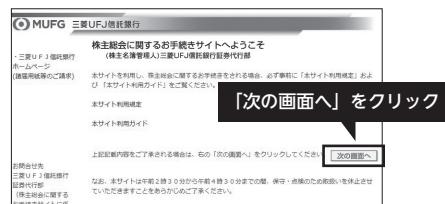
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

ご注意事項

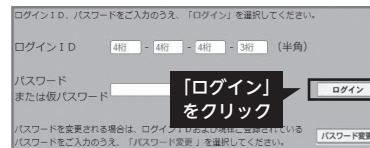
- 午前2時30分から午前4時30分までの間はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名が本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営効率化、実効性ある監督体制構築のため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の再任についてご承認をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
1	たなかまさのり 田中正則 (1957年5月27日) (再任)	1980年3月 金沢大学 法文学部卒業 1980年4月 (株)日本リクルートセンター入社 (現 (株)リクルートホールディングス) 1999年7月 (株)ランドネットDD 代表取締役 2009年1月 (株)リクルートスタッフィング情報サービス 代表取締役 2010年6月 (株)博展 代表取締役 2014年6月 (株)フォローワンズハート 代表取締役 (現任) 2018年3月 AI CROSS(株) 社外取締役 2018年5月 公益財団法人水産無脊椎動物研究所 理事 (現任) 2021年4月 当社入社 取締役 2022年4月 当社 代表取締役社長 (現任)	330,000 ※代表を務める(株)フォローワンズハートが別途420,000株を所有
	【取締役候補者とした理由】 田中正則氏は、2022年4月に当社代表取締役社長に就任以来、企業価値向上に向けて既存事業の拡大や新規事業への投資、事業ポートフォリオの構築・見直しを積極的に推進しています。また、人的資本を価値創造の源泉と位置づけ、継続的な人材輩出の仕組み作りなど、外部環境の変化に対応した経営基盤の構築に貢献しております。今後も当社トップとしての優れた経営手腕とリーダーシップを発揮することが最適であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
2	ば ば あきひこ 馬場 昭彦 (1971年3月18日) (再任)	<p>1996年3月 東京工業大学大学院 情報理工学研究科 数理・計算科学専攻 修士課程修了</p> <p>1996年4月 株式会社リクルート入社 FAXネットワーク事業部</p> <p>2006年4月 同社 ブライダルカンパニー事業推進部カンパニーオフィサー</p> <p>2013年10月 株式会社リクルートホールディングス国内事業統括室 カンパニーパートナー (出向)</p> <p>株式会社リクルートスタッフィング 取締役 (兼務)</p> <p>株式会社スタッフサービスホールディングス 取締役 (兼務)</p> <p>2019年4月 株式会社リクルート経営企画室カンパニーパートナー 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 取締役執行役員企画統括本部長 (兼務)</p> <p>株式会社リクルートゼクシィなび 代表取締役社長 (兼務)</p> <p>2022年4月 リクルート健康保険組合 常務理事 (出向) 一般社団法人保険者機能を推進する会 理事</p> <p>2023年6月 当社入社 管理担当取締役 (現任)</p>	50,000
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>馬場昭彦氏は、株式会社リクルート、株式会社スタッフサービスホールディングスで要職を歴任し、豊富な経験と経営に関する広い見識を保有しております。2023年6月に当社管理担当取締役に就任後は、卓越した専門知識と経験に裏打ちされた優れたリーダーシップ、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識から、コーポレート部門全般に関する業務を牽引し、当社の成長発展に貢献しております。かかる豊富な経験と実績により引き続き当社の企業価値の向上に貢献できる人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である当社取締役（監査等委員である者を含む）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします取締役両角創平氏に対し、在任期間中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役員退職慰労金を支給することとしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給時期、方法等については取締役会にご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために支給するものであり、その金額は、当社役員退職金・弔慰金規程に基づき、役位、在任期間等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
もろずみ そうへい 両 角 創 平	2021年4月 当社取締役（現任）

以上

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種制限の緩和により、経済活動は正常化に向かっており、あらゆる産業界においてデジタルトランスフォーメーションのトレンドは継続し、チャットGPTなどのAI技術の発展もあり、インターネットを用いた販促・マーケティング活動も活性化しております。一方で、世界情勢の不安定化、インフレの継続、円安の進行など先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社の属するインターネット広告代理店業界は、これまで景気を押し上げてきたコロナ禍明け後の需要回復がほぼ一巡したと考えられますが、インターネット広告市場は引き続き成長し、2024年の市場規模は前年比109.6%の3兆6,517億円となっております。(出所：株式会社電通「2024年日本の広告費」)

こうした環境の下、当社はデジタル広告の販売、運用をはじめ、データマネジメントサービスやWebサイト制作等のデジタルマーケティングサービスを提供しており、クライアントのインターネットを用いた販促・マーケティングニーズに応えた結果、顧客単価の上昇及び当事業年度中の新規顧客獲得による社数増が見られました。しかしながら、一部の大型クライアントの経営方針の変更や業績不振などによる広告出稿額の減少の影響を受け、売上高は前年をわずかに下回る結果となりました。一方、営業利益を1つの重要指標として業績管理を行うユニット経営により、生産性の改善やコスト効率化を推進し、販売費及び一般管理費の減少により営業利益は増益となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,161,843千円（前事業年度比0.4%減）、営業利益802,568千円（同0.1%増）、経常利益951,856千円（同18.3%増）、当期純利益803,690千円（同64.3%増）となりました。

なお、当社は、デジタルマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

1-2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

2025年3月19日をもって東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資により、総額368,000千円の資金調達を行いました。

(2) 設備投資

当事業年度中において完成した特筆すべき設備はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

- (4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け
該当事項はありません。
- (5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当事項はありません。
- (6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

1-3 財産及び損益の状況

区 分	第39期 2022年3月期	第40期 2023年3月期	第41期 2024年3月期	第42期 2025年3月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	14,392,106	4,273,010	4,179,864	4,161,843
経常利益 (千円)	516,416	815,454	804,600	951,856
当期純利益 (千円)	134,319	401,833	489,196	803,690
1株当たり当期純利益 (円)	18.24	53.01	64.85	106.50
総資産 (千円)	5,137,478	5,431,688	5,903,944	6,669,568
純資産 (千円)	1,355,946	1,729,736	2,157,214	3,268,664
1株当たり純資産 (円)	178.88	228.20	286.48	407.06

- (注) 1. 第39期については、売上高は取扱高として表示しております。
2. 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

1-4 対処すべき課題

当社の優先的に対処すべきと考える事業上の課題は以下のとおりであります。当社を取り巻く市場環境は、今後も継続的な成長が見込まれているため、クライアント基盤を拡大させながら現在のサービス品質の維持・持続的な向上をさせることが、重要な課題であると認識しております。また、業務運用の効率化やリスク管理のための内部管理体制のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。なお、財務上の課題については、内部留保が十分確保されており、借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の該当事項はありません。

① サービス品質の維持・持続的な向上

サービス品質の維持・持続的な向上をさせることが、重要な課題であると認識しております。そのため、AIやツールを活用した運用型広告、広告クリエイティブ、デジタルマーケティング支援の自動化・品質の維持向上や人材の採用と育成に取り組んでまいります。

② クライアント基盤の拡大

既存クライアントとの継続的な関係構築、新規クライアントの開拓推進が重要であると考えております。

当社は、短期的なプロモーション課題に対する解決策だけではなく、本質的にクライアントのビジネスに貢献することを目指して、中長期にわたる課題解決を何よりも大切にしており、現状では、信頼と実績を背景に顧客との深い関係性を築き、安定した取引基盤を確立しており、既存の顧客からの取扱高が95.6%（2025年3月期）を占めております。また、2023年から顧客満足度の状況を把握するだけでなく、業績向上との相関成果が高いといわれているNPS（注）の活用もスタートしております。質の高いデジタルマーケティングサービスを提供することで、代理店を介さない直接取引クライアントとの取引を拡大しながら、セミナー、イベントの活動推進、他広告代理店、パートナーとの協業を拡大することで、新たな顧客の獲得を目指し、さらに強い安定した顧客基盤の構築に取り組んでまいります。

（注）NPS（Net Promoter Score）とは、顧客ロイヤルティ（商品やサービスに対する信頼・愛着）を測る指標を指します。

③ 人材の採用と育成

当社の企業規模の拡大及び成長のためには、高品質で顧客満足度をさらに向上させるサービスを提供していくことが必要であると考えております。そのためには、当社では、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善、そして、人が活躍する職場環境づくりを強化し続けることで個々人の才能を伸ばすとともに、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、社員が生き活きと持っている力を存分に発揮し、成長速度を高める環境づくりを推進してまいりました。その結果現在では、オープンワークの企業評価点（OpenWork「社員による会社評価スコア」2024年12月11日時点）においてもインターネット業界の平均値を大きく上回るスコアを獲得し、「20代成長環境ランキング」で、上位1%に入る2,518社中9位、「総合評価ランキング」でも上位2%に入る2,518社中46位にランクインするまでになりました。この強みをさらに強化すべく、従来からの当社の独自の施策である外部研修補助制度や、コンピテンシー評価制度などに加え、2023年4月に上位職級の人事制度改定を行い、現在の職級にとらわれることなく、都度最適なアサインを行う「役割期待グレード制度」に変更するなどの取り組みを開始しました。また、人材流動性の活性化施策としての「イマコレシート」（注）を導入し、従業員とのより密なコミュニケーションを行う取り組みを開始しました。今後も人材がより成長できる環境づくりを行うことで、人がより高いパフォーマンスを発揮するとともに、より優秀な人材が集まってくる企業へと進化をしていきたいと考えております。

（注）「イマコレシート」とは、社員の部署間やプロジェクト単位での適材適所の配置を行うことで、個々の成長機会を最大化し、組織全体の活性化と生産性の向上を目指すために、一人ひとりのスキルや希望、現状の役割を見える化するために開発されたシートです。

④ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。その取り組みの1つとして2023年3月には監査等委員会設置会社へ移行するとともに、社外取締役を取締役メンバーに加え取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営を実現しております。

1-5 主要な事業内容

当社は、デジタルマーケティング支援事業として、インターネット広告販売（運用型広告）、マーケティングDX/アクセス解析、Webサイト制作などを通じて顧客企業のマーケティングを支援する各種サービスを提供しています。

特に運用型広告（検索連動型広告、ディスプレイ広告、フィード広告の総称）に注力し、広告枠を販売・運用し手数料を受け取るインターネット広告が主力サービスとなっておりますが、特徴的なのは、デジタルマーケティング全体を一貫してプランニングすることです。有効な施策を計画し、適切なKPIを設定、自ら実行することで、デジタルマーケティング全体を最適化します。

当社はデジタルマーケティングに必要なマーケティングDX/アクセス解析、Webサイト制作などすべてのソリューションを包括的に提供しており、これら個々のサービスを有機的なつながりをもった戦略として提供すべく、徹底したヒアリングから提案・制作・出稿・運用・結果の解析まで、一本化した窓口（ワンストップ体制）を通じて実施しています。

具体的には、アカウントプランナーと各専門領域（運用型広告、Webサイト制作、マーケティングDX/アクセス解析）を担当するエキスパート（スタッフ）が在籍しています。アカウントプランナーは、いわゆる“営業”とは異なり、デジタルマーケティングの総合的知識を持ったプロフェッショナルとして、集客、制作、解析・分析、CRMといったデジタルマーケティング活動全体を設計。それぞれのエキスパートを統括し、個々の活動の実施・運用・分析・報告、すべてを一貫してコントロールします。

当社の、包括的なサービスをアカウントプランナーを窓口とするワンストップ体制で提供している点は、継続的に長年取引をいただけている顧客をはじめとして、当社の多くの顧客から、評価をいただけているポイントの1つとなっていると考えております。

1-6 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所 当社

事業所	所在地
本社	東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング19階

(2) 使用人の状況 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
279(20)	5名増(13名減)	34.1	7.6

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

1-7 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

1-8 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	52,000
株式会社みずほ銀行	22,000
株式会社りそな銀行	20,000
株式会社商工組合中央金庫	12,000
株式会社横浜銀行	4,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
合計	111,000

1-9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の1つとして位置づけております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、配当性向率を10～20%を目安とし、安定的・持続的に配当することに努めております。当社の剰余金の配当は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性などを総合的に考慮した結果、当期の期末配当金については、1株につき14円を予定しております。

- ・ 配当財産の種類
金銭といたします。
- ・ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 14円
配当総額 112,420,000円
- ・ 剰余金の配当が効力を生じる日：2025年6月12日

1-10 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

2-1 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,080,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 3,154名
- ④ 上位10名の株主 (2025年3月31日時点)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
小谷中 茂 樹	2,000,000	24.9
水 野 昌 広	1,090,000	13.6
従業員持株会	849,400	10.6
小谷中 一 樹	465,000	5.8
株式会社フォローワンズハート	420,000	5.2
田 中 正 則	330,000	4.1
楽天証券株式会社	135,000	1.7
今 森 教 仁	100,000	1.2
みずほ証券株式会社	88,900	1.1
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	74,600	0.9

(注) 持株比率は、自己株式(50,000株)を除いた発行済株式の総数に対する所有割合を記載しております。

2-2 事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

2-3 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

3-1 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	5,000個
保有人数	1名
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	—
当社取締役（監査等委員）	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 250,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	237円に新株予約権の目的となる株式の数に乗じた金額
新株予約権の行使期間	2025年3月28日から2033年3月27日まで
新株予約権の主な行使条件	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退職・退任までに当社の取締役会において新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	1,350個
保有人数	5名
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	—
当社取締役（監査等委員）	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 67,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	325円に新株予約権の目的となる株式の数に乗じた金額
新株予約権の行使期間	2025年6月29日から2033年6月28日まで
新株予約権の主な行使条件	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退職・退任までに当社の取締役会において新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

（注） 2025年1月1日付で行った普通株式1株を50株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3-2 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

名称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1,950個
交付人数	当社従業員 56名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 97,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	500円に新株予約権の目的となる株式の数に乗じた金額
新株予約権の行使期間	2026年3月16日から2034年3月15日まで
新株予約権の主な行使条件	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退職・退任までに当社の取締役会において新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

(注) 2025年1月1日付で行った普通株式1株を50株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3-3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	担当及び重要な兼職先
田中正則	代表取締役社長	株式会社フォローワンズハート 代表取締役 公益財団法人水産無脊椎動物研究所 理事
馬場昭彦	取締役	管理担当
両角創平	取締役	
水野昌広	取締役 (常勤監査等委員)	
大久保修一	社外取締役 (監査等委員)	
鈴木さなえ	社外取締役 (監査等委員)	AI CROSS株式会社 取締役 (監査等委員)
都賢治	社外取締役 (監査等委員)	税理士法人アルタス 代表社員 株式会社アルタス 代表取締役 株式会社アイスタイル 監査役 学校法人グロービス経営大学院 監事 株式会社グロービス 監査役 SATORI株式会社 取締役 株式会社サイバー・バズ 取締役 (監査等委員) 株式会社オープンエイト 監査役 株式会社フォトラクション 監査役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2024年6月26日開催の定時株主総会において、新たに都賢治氏が取締役を選任され就任いたしました。
2. 当社は、監査等委員である取締役大久保修一氏、鈴木さなえ氏及び都賢治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、水野昌広氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4-2 責任限定契約の内容の概要

取締役大久保修一氏、鈴木さなえ氏及び都賢治氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

4-3 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

4-4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員であるものを含む。）であり、すべての被保険者の保険料を全額当社が負担しております。

4-5 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査等委員である取締役鈴木さなえ氏は、AI CROSS株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役都賢治氏は、税理士法人アルタスの代表社員、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイルの監査役、学校法人グロービス経営大学院の監事、株式会社グロービスの監査役、SATORI株式会社の取締役、株式会社サイバー・バズの取締役（監査等委員）、株式会社オープンエイトの監査役、株式会社フォトラクションの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況	主な活動状況
大久保 修一	取締役会18回/18回 (100%) 監査等委員会14回/14回 (100%)	取締役会及び監査等委員会ではIT業界大手企業の企業経営者としての広範な知見と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
鈴木 さなえ	取締役会18回/18回 (100%) 監査等委員会14回/14回 (100%)	取締役会及び監査等委員会ではITベンチャーにおける企業経営及び監査責任者としての深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
都 賢 治	取締役会14回/14回 (100%) 監査等委員会10回/10回 (100%)	取締役会及び監査等委員会では、税理士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 都賢治氏については、2024年6月26日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員）に選任・就任後の各会議の出席状況を記載しております。

4-6 会社役員の報酬等の総額

以下に記載する役員の報酬等は、当事業年度における報酬等の額であります。

区分	支払人員 (名)	報酬等の支払額 (千円)			
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	合計
取締役 (監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	3 (-)	56,250 (-)	6,780 (-)	-	63,030 (-)
取締役 (監査等委員) (うち、社外取締役)	4 (3)	25,650 (9,900)	-	-	25,650 (9,900)
合計 (うち、社外取締役)	7 (3)	81,900 (9,900)	6,780 (-)	-	88,680 (9,900)

- (注) 1. 2023年3月27日の株主総会決議により取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬総額は1,000百万円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名です。
2. 2023年3月27日の株主総会決議により監査等委員である取締役の報酬総額は100百万円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役は2名) です。
3. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等は、2024年4月設置の任意の指名・報酬委員会において慎重な協議を重ね、2024年6月26日開催の指名・報酬委員会での答申を決定、2024年6月26日開催の取締役会で答申を踏まえ方針を決定いたしました。
4. 監査等委員である取締役の個別報酬額は2023年3月27日の株主総会により監査等委員会に一任することを決議しております。
5. 上記の金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

4-7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役報酬の構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬を金銭で支払うものとする。

2. 基本報酬

取締役の個別基本報酬額は役職ごとに月額報酬を定め、毎月金銭で定額を支給するものとする。

3. 業績連動報酬

各取締役の業績連動報酬については、基本報酬に業績の達成度合いに応じて一定の割合を乗じた金額を支給するものとする。なお、業績連動報酬（金銭報酬）は、原則として毎年定時株主総会開催後に、決算賞与として支給されるものとする。

業績連動報酬の算定方法

前年度の業績に応じ、基準報酬に以下の増減率を乗じることで算定される。

前年度業績 (営業利益ベース)	代表取締役社長	取締役
全社目標達成	基本報酬年額15%	基本報酬年額10%
IPO達成	基本報酬年額15%	基本報酬年額10%
全社目標未達だが増益	維持	維持
全社目標未達で減益	翌年の基準報酬-15%	翌年の基準報酬-10%

4. 上記方針の対象期間については、2024年6月26日開催の取締役会決議から次回の定時株主総会までとする。

5. 取締役の個人別報酬等の額の決定プロセスに係る方針及び委任に関する事項

株主総会にて報酬の上限枠を決議した後、指名・報酬委員会にて報酬の構成、水準、業績連動指標等について審議のうえ、取締役会へ答申を提出しております。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、その結果を踏まえ、取締役の報酬を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4-8 その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1 名称

新宿監査法人

5-2 報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	14,000千円
非監査証明業務に基づく報酬	1,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬は、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

5-3 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-4 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

5-5 非監査業務の内容

当社は、新宿監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォーター作成業務についての対価を支払っております。

5-6 解任又は不再任の決定の方針

監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により解任します。その他、監査法人の会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人である監査法人の解任又は不再任並びに新たな会計監査人の選任を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1 決議の内容の概要

当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務が適正に行われることを確保するための体制について、2023年3月27日の取締役会にて「内部統制システムに係る基本方針」として決議いたしました。決議内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務執行が徹底して行われるよう内部統制を構築する。「コンプライアンス規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「公益通報者保護規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。また、内部通報の窓口は内部通報の状況を速やかに監査等委員会に報告する。

取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。

監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員会監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査する。

内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、コンプライアンスに関する周知、徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。

リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させたくて、代表取締役社長及び担当取締役の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員会で協議する。

監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会補助使用人の任命、異動、評価、解任等については監査等委員会と事前協議し、同意を得るものとする。

監査等委員会補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席し、報告を求める権限を有する。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、定期的に監査等委員会へ内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は、内部監査の計画及び結果を定期的に報告する。

③ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。

7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

8. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なものでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員として、企業経営に精通した経験者・有識者や有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役（監査等委員である取締役を除く。）等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
監査等委員会は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
監査等委員会と内部監査室は、緊密な連携のうえ、監査計画を作成する。また監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を指示することができる。内部監査室は、監査等委員会の指示による職務に際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、代表取締役社長の指揮命令は受けないものとする。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

6-2 体制の運用状況の概要

1. 取締役会の開催状況

取締役会は、取締役3名及び監査等委員である取締役4名で構成され、代表取締役社長が議長を務め、毎月の定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略の立案並びに取締役の職務執行状況の監督を行っております。当事業年度において、取締役会は18回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。取締役会には監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べ取締役の業務執行を監査しております。なお、事業報告作成時点の構成員は、代表取締役社長 田中正則、取締役 馬場昭彦、取締役 両角創平、取締役（常勤監査等委員）水野昌広、社外取締役（監査等委員）大久保修一、社外取締役（監査等委員）鈴木さなえ、社外取締役（監査等委員）都賢治となっております。

2. 監査等委員会の開催状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員は、監査等委員会で定めた監査方針に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して適宜意見を述べるほか、当社及び子会社の業務及び財産状況の調査を行う等、取締役の業務の執行状況を監査

しております。また、会計監査人や内部監査部門と連携する等により、適法性及び妥当性監査を行います。当事業年度において、監査等委員会は14回開催し、また代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について、意見交換を行っております。なお、本報告書提出時点の構成員は、委員長を務める取締役（常勤監査等委員）水野昌広、社外取締役（監査等委員）大久保修一、社外取締役（監査等委員）鈴木さなえ、社外取締役（監査等委員）都賢治となっております。

3. 内部監査の実施状況

当社は、内部監査の専門部署として代表取締役直属の内部監査室（3名）を設置しております。内部監査室は、当社の業務活動が法令及び諸規程等に準拠し適正かつ効果的に運営されているかに関する業務監査を実施するとともに、指導・助言を行っております。なお、監査結果等を取締役会へも報告する仕組みを有しており、取締役会との連携を確保しております。

4. リスク・コンプライアンス体制について

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、当社におけるリスクマネジメント及びコンプライアンス規程に定める行動規範に基づきコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を目的とし、代表取締役社長田中正則が委員長を務め、委員長及び委員長が指名するユニット長並びに委員長が指名する者が出席のもと、3ヶ月に1度定期的に開催しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,102,453	流動負債	2,832,949
現金及び預金	3,771,068	未払金	2,132,248
電子記録債権	172	1年内返済予定の長期借入金	95,000
売掛金	2,226,597	未払費用	31,803
前渡金	619	未払法人税等	184,258
前払費用	103,539	未払消費税等	76,519
その他	455	契約負債	136,442
固定資産	567,115	賞与引当金	145,117
有形固定資産	114,813	リース債務	2,697
建物附属設備	71,027	その他	28,861
工具器具備品	14,857	固定負債	567,954
リース資産	9,606	長期借入金	16,000
その他	19,322	退職給付引当金	469,705
無形固定資産	22,742	役員退職慰労引当金	63,750
商標権	2,392	リース債務	8,318
ソフトウェア	19,550	その他	10,180
その他	799	負債合計	3,400,903
投資その他の資産	429,558	(純資産の部)	
投資有価証券	27,075	株主資本	3,268,664
長期貸付金	17,484	資本金	259,800
長期前払費用	12,180	資本剰余金	262,679
繰延税金資産	235,909	資本準備金	184,800
その他	136,909	その他資本剰余金	77,879
貸倒引当金	△0	利益剰余金	2,762,424
		利益準備金	18,150
		その他利益剰余金	2,744,274
		繰越利益剰余金	2,744,274
		自己株式	△16,239
資産合計	6,669,568	純資産合計	3,268,664
		負債及び純資産合計	6,669,568

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,161,843
売上原価		433,437
売上総利益		3,728,406
販売費及び一般管理費		2,925,837
営業利益		802,568
営業外収益		
受取利息	2,084	
受取配当金	600	
保険返戻金	149,043	
雑収入	933	152,661
営業外費用		
支払利息	2,418	
為替差損	955	3,373
経常利益		951,856
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		951,856
法人税、住民税及び事業税	289,562	
法人税等調整額	△141,396	148,166
当期純利益		803,690

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2024年4月1日残高	75,800	800	77,879	78,679	18,150	2,000,824	2,018,974	△16,239	2,157,214	2,157,214
事業年度中の変動額										
新株の発行	184,000	184,000		184,000					368,000	368,000
剰余金の配当						△60,240	△60,240		△60,240	△60,240
当期純利益						803,690	803,690		803,690	803,690
事業年度中の変動額 合計	184,000	184,000	—	184,000	—	743,450	743,450	—	1,111,450	1,111,450
2025年3月31日残高	259,800	184,800	77,879	262,679	18,150	2,744,274	2,762,424	△16,239	3,268,664	3,268,664

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法及び取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については均等償却）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～15年
一括償却資産	3年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

・デジタルマーケティング支援事業

広告収入における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することにあります。当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産 235,909千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 102,491千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

発行済株式 普通株式	8,080,000株
自己株式 普通株式	50,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月14日 取締役会	普通株式	60,240	400	2024年3月31日	2024年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年5月27日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

配当金の総額	112,420千円
1株当たり配当額	14円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月12日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	250,000株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	44,434千円
未払事業税	9,732千円
未払費用	6,665千円
敷金償却	21,105千円
退職給付引当金	151,259千円
役員退職慰労引当金	20,094千円
その他	3,956千円
繰延税金資産小計	257,248千円
評価性引当額	△21,338千円
繰延税金資産合計	235,909千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については決算期末ごとに時価の把握を行う予定であります。当事業年度末時点では上場株式の残高はありません。

借入金の使途は運転資金（短期及び長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
1 長期貸付金	17,484	18,553	1,069
資産計	17,484	18,553	1,069
2 長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	111,000	110,681	318
3 リース債務（1年内含む）	11,016	9,993	1,022
負債計	122,016	120,675	1,340
デリバティブ取引	—	—	—

（注）① 現金及び預金、電子記録債権、売掛金、未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

② 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	27,075

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	18,553	—	18,553
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	110,681	—	110,681
リース債務(1年内含む)	—	9,993	—	9,993

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

② 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

④ リース債務（1年内含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	407円06銭
1株当たり当期純利益	106円50銭

(注) 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	デジタルマーケティング支援事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	4,161,843	4,161,843
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—
顧客との契約から生じる収益	4,161,843	4,161,843
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,161,843	4,161,843

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,293,187	2,226,769
契約負債	144,490	136,442

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社メディックス
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	壬生 米 秋
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白方 敬 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディックスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社メディックス 監査等委員会
常勤監査等委員 水野 昌広 ㊞
監査等委員 大久保 修一 ㊞
監査等委員 鈴木 さなえ ㊞
監査等委員 都 賢治 ㊞

(注)監査等委員大久保修一、鈴木さなえ及び都賢治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館3階
TKPガーデンシティ御茶ノ水
カンファレンスルーム3F



交通機関

JR線 御茶ノ水駅 (聖橋出口) 徒歩4分
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 (B3b出口) 直結
都営新宿線 小川町駅 (B3b出口) 直結
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 (B3b出口) 直結

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

UD FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。